

観光振興財源検討会議条例

平成30年7月11日

宮城県条例第67号

観光振興財源検討会議条例をここに公布する。

(設置)

第1条 知事の諮問に応じ、観光振興に係る施策を実施するための財源の在り方に関する重要事項を調査審議するため、宮城県観光振興財源検討会議(以下「検討会議」という。)を置く。

(組織等)

第2条 検討会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、観光振興又は地方財政に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、3年を超えない範囲内で知事が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 検討会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 検討会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和28年宮城県条例第69号)の一部を次のように改正する。

略

(この条例の失効)

3 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。